

【施設指定型】長崎大学におけるネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）は、「長崎大学におけるネーミング クライツ事業の設定等に関する基本方針」に基づき、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等の愛称を決定する命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「ネーミングパートナー」という。）からその対価として命名権料（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業です。

2. 対象施設等

- A) 文教キャンパス キャンパスモール
- B) 文教キャンパス 構内道路

詳細は、別紙1を参照してください。

3. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、契約後原則5年以上10年以下とします。

5. 命名権付与条件

（1）愛称

命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
ただし次の各号のいずれかに該当するものは愛称として用いることができません。

- ① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑧ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑩ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑪ その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

(2) ネーミングライツパートナーの特典等

- ① 事業者等は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称サイン等の内容（デザインや大きさ等）等及び設置場所については、本学と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は事業者等の負担とします。
- ② 本学の公式ホームページ等において、ネーミングライツパートナーの紹介等を掲載及び施設等の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

(3) その他

組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

6. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、別紙1のとおりとします。（参考価格）

7. 選定方法

次の審査項目をもとに本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

選定項目		評価基準	判断等
資格要件	応募の趣旨	・応募要件を満たしているか	適・否
	別称等（デザインを含む）	・大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか等	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	契約期間	・5年以上10年以下であるか ・別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

ネーミングライツパートナー申請書の「愛称案」は参考とさせていただき、契約時に別途協議して決定します。

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申請書（別紙2）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- ⑧ その他募集要項において必要とする書類

(2) 締め切り

随時受付とし、締め切りはそれぞれの対象施設等において最初の応募者を受け付けた後14日とします。

(3) 申請書提出先

長崎大学施設部施設企画課資産管理班
〒852-8131 長崎市文教町1-14
TEL : 095-819-2151
E-mail : sisankanri@ml.nagasaki-u.ac.jp

9. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナーは、長崎大学におけるネーミングライツ選考委員会（以下、「委員会」という。）において審議のうえ、学長が決定します。
- (2) 本学は、(1)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。
- (3) ネーミングライツパートナーの選定の結果は、全ての応募事業者等に文書で通知するとともに、本学のホームページ等により公表するものとします。

10. 本学の責務

設定された愛称は、学内外における呼称として、本学のホームページ等で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称について規定しません。

11. ネーミングライツパートナーの責務

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

12. ネーミングライツ料の納入

- (1) 本学の発する請求書により、指定期日までに納めなければなりません。
- (2) 指定期日までに賃料を支払わないとときはその期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として請求するので支払いに応じなければなりません。

13. 契約の解除

- (1) 本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、帰納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。
- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
 - ② 「3. 応募資格」に該当したとき。
 - ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - ④ その他、学長が命名権の付与を取り消す必要があるとき。
- (2) ネーミングライツパートナーはネーミングライツパートナーの都合により契約の履行が不可能となった場合は、契約の解除を申し出ることができます。この場合において、やむを得ない事由を除きネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、原則契約残り期間の10%とし、本学とネーミングライツパートナーとの協議により、決定します。ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

14. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は検査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

文教キャンパス 配置図

A) キャンパスモール



ネーミングライツ対象施設

A) 文教キャンパス キャンパスモール

※希望があれば、事前の現地確認が可能ですので申請書提出先までご連絡ください。

対象施設名	概要	写真	参考 ネーミング ライツ料 (年間)
中央芝生広場 (ステージ含む)			
北側学生広場	共創拠点の場として、学生、教職員等が集え、交流スペースとして利活用を促進するためにステージや中央芝生広場、ベンチ等の整備がされています。		4,500,000円 (税込)
南側学生広場			

B) 文教キャンパス 構内道路

対象施設名	概要	写真	参考 ネーミング ライツ料 (年間)
構内道路	<p>工学部、水産学部、環境科学部の校舎が集まる交差点から令和6年に完成した国際学生寄宿舎（長崎文教グローバルハウス）までの構内道路です。構内にある配置図サインにも通りの名称を入れることが可能です。</p>		<p>3,000,000円 (税込)</p>

※ネーミングライツ料が本学の希望額に達しない場合においても、応募可能です。

年 月 日

国立大学法人長崎大学 学長 殿

申請者

名称 _____

代表者 _____

印

住所 _____

ネーミングライツパートナー申請書

「長崎大学におけるネーミングライツ事業募集要項」に基づき、ネーミングライツパートナーになることを希望しますので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

施設名 (部屋名等)		
愛称案 ※提案指定型は対象外	<input type="checkbox"/> 愛称案 _____ 愛称案(英語表記) _____ <input type="checkbox"/> 長崎大学に一任します。	
愛称の理由 ※提案指定型は対象外		
希望ネーミングライツ料	円(年額／税別)	
契約期間	契約後 年 か月	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

- 1 愛称は契約時に別途協議して決定とする。
- 2 敷地内外及び居室内に設置する看板等に関わる費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。なお、表示の変更が生じた場合も同様とする。
- 3 提案指定型はデザインを添付すること。